

議案第41号

損害賠償の額の決定について

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年6月6日

西脇市長 片山 象三

1 損害賠償の額
1,650,000円

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和7年3月3日 午前10時00分頃

(2) 事故発生場所

西脇市高田井町地内

(3) 事故の状況

市管理地の樹木が強風により折れ、隣接する住宅敷地に駐車してあった相手方車両の後部に当たり、損傷を与えた。